

平成27年度函館市事業評価調書

平成27年6月作成

整理番号	22	事業名	高齢者保健福祉計画推進経費		事業の性質別	義務的経費(一部裁量的経費)	区分			
予算事項名	大事項	高齢者保健福祉計画推進経費		中事項	高齢者保健福祉計画推進経費		部課名	保健福祉部介護保険課		
事業開始年度	平成 4 年度	根拠法令等	あり	<input checked="" type="checkbox"/> 法律・政令・省令名(老人福祉法, 介護保険法) <input type="checkbox"/> 道条例, 規則, 要綱等() <input checked="" type="checkbox"/> 市条例, 規則, 要綱等(函館市高齢者計画策定推進委員会設置要綱等)					電話番号	3041

1. 事業の目的・必要性と内容 (PLAN) ※この事業を行う目的・必要性は何か。どのような取組を行っているのか。

目的・必要性	<p>【目的】 高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者の保健・福祉にかかわる各種サービスの総合的な提供と介護サービス提供基盤の整備を推進するため、国の基本指針に基づき、3年ごとに高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を一体的なものとして策定するほか、介護保険施設等の整備にあたって、低廉で質の高いサービス提供を確保するため、整備・運営事業者を選定することを目的とする。</p> <p>【必要性】 「高齢者保健福祉計画」は老人福祉法第20条の8により、「介護保険事業計画」は介護保険法第117条に規定され、すべての市町村に作成が義務づけられており、日常生活圏域ごとの状況等を把握したうえで作成に努めることとされている。 また、介護保険施設等の整備にあたっては、より質の高いサービス提供が図られるよう、整備・運営事業者を公募により選定する。</p>
内容	<p>計画の策定・推進にあたり市民意見等を反映するため、学識経験者や福祉医療関係者、市民団体、一般公募の市民などで構成する「函館市高齢者計画策定推進委員会」を開催するほか、計画策定時には検討材料とするため、「日常生活圏域高齢者ニーズ調査」を実施する。 また、計画に定める介護保険施設等の整備・運営事業者の公募にあたり、学識経験者や税理士などで構成する「介護保険施設等整備・運営事業者の選定等に関する有識者会議」を開催する。</p>

2. 概算総事業費 (DO:コスト) ※事業を行うための費用の状況はどうか。コストがどれくらいかかっているのか。

(単位:人,千円)

		平成24年度決算	平成25年度決算	平成26年度予算	平成26年度決算見込	平成27年度予算	平成28年度予算要求
事業費 (A)		77	100	5,542	4,201	175	0
特定財源	国・道						
	市債						
	その他						
一般財源		77	100	5,542	4,201	175	
事業を実施するために必要な人件費 <small>※人工は小数点第3位を四捨五入しているため、実際に人工がかかっている場合もある。</small>	職員	人工 1.15 8,634	人工 0.86 6,207	人工 2.01 14,653	人工 2.43 17,715	人工 1.15 8,639	人工 0.86 6,460
	嘱託職員	人工 0.00 0	人工 0.00 0	人工 0.00 0	人工 0.00 0	人工 0.00 0	人工 0.00 0
	臨時職員	人工 0.00 0	人工 0.00 0	人工 0.00 0	人工 0.00 0	人工 0.00 0	人工 0.00 0
	人件費(B)	8,634	6,207	14,653	17,715	8,639	6,460
総事業費計(A+B)		8,711	6,307	20,195	21,916	8,814	6,460

3. 活動実績 (DO:アウトプット) ※目的を達成するためにどのように取り組み、その実績はどうか。

活動指標名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
計画策定推進委員会の開催	回	0	1	6	
ニーズ調査の実施	人	-	-	4,943	
有識者会議の開催	回	4	2	0	

4-1. 成果等 (DO:アウトカム)

※事業の成果指標は何か。

成果指標	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定および推進と、介護保険施設等整備・運営事業者の選定
------	--

4-2. 成果等 (DO:アウトカム) ※事業を実施し、どのような成果が得られたのか。

事業の成果等	第5期介護保険事業計画(H24~26)に位置付けた介護保険施設等の新規整備に関し、平成24・25年度にわたり有識者会議を開催し、整備・運営法人を選定し、平成26年度末までにすべて開設されている。また、平成26年度には、計画策定推進委員会を6回開催し、医療福祉関係者や市民等から貴重な意見をいただくとともに、ニーズ調査結果も踏まえ、平成27~29年度を計画期間とする新たな高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定した。
--------	---

5. 事務事業の点検 (CHECK)

評価項目		評価内容	評価内容の説明	評価項目		評価内容	評価内容の説明
必要性	事業の市民ニーズ	高まっている	当該計画は、老人福祉法および介護保険法に規定され、すべての市町村に作成が義務づけられているものである。	コスト・負担	コストの節減度	節減できている	現在の高齢者計画策定推進委員会(高齢・障がい・次世代の部会)から平成26年度に見直しを行い、効率化を図った。
	市の関与の妥当性	法令・条例等の根拠により関与が妥当			将来コスト増減見込み	現在と変わらない	
			受益者負担の適正度	適正			
成果・有効性	成果の達成状況	達成している	地域の実情等を踏まえた計画が作成されたほか、公募により質の高いサービス提供事業者を選定し、着実に基盤整備が進められている。	執行方法	外部委託の可能性	しづらい性質の事業	ニーズ調査など委託可能な部分は既に委託で実施しているが、特に事業者選定は法人の収支決算等を確認する必要もあるため、外部委託すべき事業ではない。
	事業目的実現のための手段	現手段が最適			実施方法の効率性	図られている(今後も更に改善可能)	
評価結果から明らかになった課題事項など		特になし					

6. 今後の改善策 (ACTION) ※今後改善する点は何か。どのように進めていくか。

今後の方針 (改善・見直し内容)	基本方針	(事業について) 現行どおり継続する。
	現行どおり	(経費について) より効率的かつ効果的な実施方法およびコスト低減に引き続き努める。

参考:他の自治体の状況

比較参考値 (他の自治体の類似事業の状況など)	「高齢者保健福祉計画」は老人福祉法第20条の8により、「介護保険事業計画」は介護保険法第117条に規定され、すべての市町村に作成が義務づけられていることから、すべての自治体で同様の事務事業を実施しているものである。
----------------------------	---